

合宿特化型



集中訓練プログラム

Accommodation Type Intensive Training Program

多彩なプログラム

●グループワーク、コミュニケーショントレーニング

社会生活に必要なスキルを身につけます。金銭教育・社会保険講座・ソーシャルスキルトレーニング

●職場体験、職場実習

各自の課題や目標に即した業種・職種の協力企業での実習を行い、自己理解や仕事理解を促進、実習経験を踏まえた就職活動につなげます。

●資格取得講座

履歴書の穴埋め、スキルの獲得による自信回復を目的にPC資格取得講座を実施、各自のPCスキルに応じた取得資格の設定や個別指導も行います。

●就職活動の基礎知識、模擬就職講座

各種就活の基礎講習をグループワークを交えて実施した上で、個別のキャリアカウンセリングにより期間中の就職決定を目指します。●職業適性検査(GATB、VRT) ●履歴書、職務経歴書対策 ●面接対策等

●ビジネスマナー講習

就労後の社会人基礎スキルを身に付けることを目的に、グループワークやロールプレイなどを活用したセミナーを実施します。

●一般常識 ●来客、電話対応 ●敬語 ●ホウレンソウ ●身だしなみ講座

●訓練や実習の振り返り、アフターケア

●職場実習成果発表会で経験値や職業理解を共有することで相乗効果を図ります。

●個人の日報や面談をベースに生活・メンタル面を支援し、訓練終了後も多摩サポをメインにアフターケアを行います。



充実した生活

●メリハリのある生活習慣の獲得

平日は朝夕の点呼、朝礼、昼礼を行うことで、時間を意識し、メリハリのある生活を身につけます。

●健康的な食生活

朝、昼、夕の三食は、土曜・日曜の休日にも提供。毎回温かい食事でエネルギーを補充します。

●カルチャー教室・スポーツタイム

就労プログラムだけでなく、ヨガ、スポーツと体力づくりを定期的に実施。

個室には、生活用品以外にも、テレビ、Wi-Fi、ゲーム、携帯も持込可能。夜間や休日の自由時間をストレス解消や休憩のために使えます。

●休日のイベント開催

土曜日、日曜日は休日ですが、映画鑑賞や、バーベキュー、お菓子作り、ゲーム大会など、皆のアイデアを生かしたイベントを開催。

●カウンセリング時間の確保

カウンセリングは必要な時に行うのが効果的。プログラム中も定期的に実施しますが、日常的に困ったときなど夜間や休日を利用して相談できる体制を整えています。



対象 全国の中学卒業から49歳までの無業状態で就労意欲のある方

利用料 1ヶ月60,000円(部屋代・食費)

第51期生
募集

〈第51期〉開講期間

2026年

1月5日～6月26日

募集期間

2025年 12月1日から12月26日

(期間前でも見学可能)

就労を目指すニート・ひきこもりの若者のためのトータルサポート

参加者の多くが、就労支援機関等に繋がってはいいても、生活面・対人面に不安要素があり、就活や応募に前向きになれない若者です。

「合宿」と聞くと集団生活に適応できるのか、という新たな不安もあるかと思いますが、家族の協力を得ながら、または、自力では難しい状況にあるのであれば、今いる環境を離れ、私たちと一緒に考えてみませんか。



受講までの流れ

1 見学または、面談日時を電話で予約

TEL.042-553-2575

申込書は当法人のホームページからダウンロードできます。https://www.npo-ysc.jp/

2 ヒヤリング実施 (対面またはオンライン)

見学とヒヤリングを同時に行うことも可能です。

3 申込書類提出

4 受講決定

受講許可書を郵送します。
開講日当日までに準備をお願いします。



今後の予定

第52期

2026年

4月1日～
9月25日



受講科目概要

1か月目

2か月目

3か月目

4か月目

5か月目

6か月目

生活改善/ハウスクリーニング講座
調理実習/コミュニケーションセミナー
グループワーク/パソコン/カルチャー
職場実習先見学

※スポーツ(外部施設利用)は毎週、イベント(休日利用)は随時実施

職場実習①
(週3日)
パソコン/SST

職場実習②
(週3日)
パソコン
就活セミナー

職場実習③
(週3日)
パソコン
就活セミナー
就職活動

就職活動
一人暮らしに
向けた準備

月～金までの 1日の流れ

※食事は土日も含め
毎日3食提供します。

7:30 点呼@食堂
8:45 朝礼@学習室
8:50～9:25 清掃
9:30～12:00 活動①
13:00 昼礼@学習室
13:00～16:30 活動②
18:00 点呼@食堂
24:00 消灯

アクセス



厚生労働省・東京労働局 委託事業
多摩若者サポートステーション
Tama Youth Support Station

特定非営利活動法人
青少年自立援助センター
SC Youth Support Center



耳より 情報

当合宿を利用した生活保護世帯の方の具体例

1

母子世帯で子どもが2人(そのうちの1人が合宿に参加)の場合

→局長通知第1-1-(6)「職業能力開発校等に在学している場合」により、入寮者(子)と出身世帯(母ともう1人の子)を同一世帯とみなして、別々に基準計上(入寮者には単身世帯分生活扶助額約7万円*を計上し、出身世帯には2人世帯の生活扶助基準額を計上)。

※年齢、入寮先級地によって生活扶助金額に差異あり
入寮者(子)の合宿先利用料(食費、居住費等6万円)は、生活扶助費から捻出・支払い、入寮先分の住宅扶助計上はなし(住宅扶助は出身世帯分のみ計上する)

2

単身世帯で住居を残して合宿訓練に参加する場合

→生活扶助金額を入寮日から入寮先級地金額に変更し、合宿先利用料(食費、居住費等6万円)は、生活扶助費から支払う。残した住居を引き続き維持する必要がある時には6か月間の住宅扶助継続支給が可能。

- 当該プログラムの入所と退所時の交通費(自宅～合宿先)は生活移送費で支給可能
- 当該プログラム中のパソコン検定等資格取得費用は技能修得費として支給可能

事例1

中卒後、アルバイトを転々としてきた20代のAさん。会社寮を失い、生活保護を利用して無料低額宿泊所に入所。ケースワーカーの紹介で、当該プログラムの職員と面談後入所。入所中にパソコンの資格を取得。6か月後就職が決定し、勤務先近くのアパートで自活。引越し先は、担当ケースワーカーに相談の上、必要に応じて、賃貸物件の検索・内見同行・契約の締結、上限金額内での家具什器の購入をサポート。



事例2

高校中退後、実家でひきこもり状態だった30代のBさん。精神科の通院歴・服薬あり。支援機関を通じて当該プログラムを知り、母親がBさんに提案。すぐには利用に至らなかったものの、ケースワーカーの後押しもあり、半年後入所。精神保健福祉手帳を取得し、退所後はグループホームに入居。



※生活保護手帳別冊問答集「緊急人材育成・就職支援基金訓練社会的事業者等訓練コース(合宿型自立支援プログラム)の基準生活費」を活用したものです。